

名寄市街路灯 LED 化事業に関する仕様書

令和6年4月23日

北海道名寄市

名寄市街路灯LED化事業に関する仕様書

1 事業名

名寄市街路灯LED化事業

2 目的

本事業は、名寄市（以下「市」という。）が設置及び管理している街路灯において、環境に配慮した安全・安心なまちづくりを実現するとともに、街路灯の電気料金の負担軽減を図るため、LED照明器具を導入することを目的とする。

3 事業期間

(1) 事業期間 契約締結日から令和7年3月21日までとする。

4 対象街路灯

対象街路灯は、別冊の対象街路灯とする。

5 導入する設備等

導入する設備の仕様は以下のとおりとする。

(1) 照明設備

ア LED 灯具性能・構造

- ① LED照明機器は日本工業規格 JIS8159-1 を準拠し、日本照明工業会ガイド（高品質照明用LED光源における性能要求指針）及び日本電球工業会規格の推薦を基準とすること。
- ② 灯具は国内メーカーの製品とすること。また、製造メーカーは ISO9001（品質）を取得していること。
- ③ 電柱、独立柱などに設置されている道路照明灯と置き換えて設置できること。
- ④ 製品に形式、ロットナンバーが明記され、製品管理がされていること。
- ⑤ LED 灯具の本体色は、市と協議のうえ決定すること。

イ デザイン灯に関する構造等

・ランプ交換の場合

- ① 既設灯具を再利用し、LED ランプに交換する。
- ② 既存灯具と同等程度の照度を確保すること。詳細については、市と協議のうえ決定すること。
- ③ 老朽化等により既設灯具に安全性が確保できない場合、灯具交換を行うこと。詳細については、市と協議のうえ決定すること。

・灯具交換の場合

- ① 灯具交換に際し、アーム先端にアダプタ等が必要な場合はこれを設置し、灯具交換を行う。
- ② 灯具の性能等は、上記アを基本とするが、詳細については市と協議のうえ決定すること。
- ③ 既存灯具と同等程度の照度を確保すること。詳細については、市と協議のうえ決定すること。
- ④ 交換する灯具が既設と大きくデザインが異なる場合は、市と調整のうえ決定すること。

ウ その他

- ① LED照明機器のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。
- ② 導入街路灯で照明器具の配線等の不具合が報告された箇所については、市と協議の上対応を図ること。
- ④ LED照明機器は生産物賠償責任保険（PL保険）に加入しているものとし、不具合の際に迅速に対応出来るようなものとする。

(2) 導入する既存の対象街路灯図面等

別冊を参考とすること。

(3) 設備導入工事

- ① 設備導入工事には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄、配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。
- ② 既存LED街路灯以外の街路灯を取外し、機器を設置すること。機器の設置工事時間、交通規則等の安全対策については、関係機関との協議により決定すること。
- ③ 設備導入工事は、名寄市入札参加資格名簿に「電気工事」と登録されている市内業者で、電気工事士等の有資格者が作業を行うこと。
- ④ その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は以下の内容によるものとする。

(4) 電気設備工事

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」及び国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室の「電気通信設備工事共通仕様書（令和5年度版）」による。

6 市内業者の活用

本事業の履行にあたり、名寄市入札参加資格名簿に「電気工事」と登録されている市内電気工事業者を活用するものとする。なお、活用する市内電気工事業者は市に報告するとともに、その使用については契約事業者の責任において行い、活用する市内電気工事業者の責めに帰すべき事由については、全て契約事業者の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

7 その他

- (1) 本事業の履行にあたり、市担当職員と十分に協議し、市民の安全確保及び交通に支障をきたさないように十分に配慮するとともに、近隣建物及び設備等を破損させた場合は、契約事業者の負担により現状回復するものとする。
- (2) 本事業の履行に必要な機材等は、原則として契約事業者が負担する。
- (3) 本事業の履行にあたり市が提供した全ての情報は第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのために必要な処置を講ずるものとする。
- (4) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとする。